

○松山衛生事務組合文書法制審議会条例

制 定 平成 28 年 3 月 28 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定に基づき、本組合に松山衛生事務組合文書法制審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(準用)

第 2 条 本組合の審議会に関しては、松山市文書法制審議会条例（平成 28 年松山市条例第 7 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。